

第3回安城市自治基本条例審議会 議事要旨

日時	令和元年10月9日(水) 10:00～12:00	
場所	市役所本庁舎 大会議室	
出席者	委員	鈴木委員、加藤委員、石川委員、加藤委員、神谷委員、野上委員、藤野委員、前田委員、三浦委員、佐藤委員、二宗委員、蓮池委員
	事務局	企画部長、行革・政策監、企画情報課長、企画情報課課長補佐、企画政策課企画政策係長、企画情報課笠原、企画情報課古澤、市民協働課加藤、記録等支援2名(加藤、榊原)
傍聴者	4名	

1. 開会～市民憲章唱和

【司会】:ただ今から、第3回安城市自治基本条例審議会を開会いたします。

本日は、塚田委員、大橋委員から欠席の連絡をいただいています。本日の会議は半数以上の委員に出席いただいていますので、自治基本条例審議会規則第4条第2項の規定により、会議は開催要件を満たしていることを御報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。→《配布資料の確認》

意見書は、前回会議後に事務局に寄せられた意見で、時間の都合上、読み上げて紹介しませんが、ご一読いただき、今後の審議の参考にしていただきたいと思います。不明な点は事務局に問い合わせください。なお、意見書の内容は、事務局の考え方を表すものではないので、ご理解ください。

また、本日も傍聴の方がみえますのでご報告させていただきます。

本日は、ワークショップ形式でご議論いただきますが、事務局が記録用に行う以外は、傍聴人の方も含め皆様の写真撮影、録音は禁止させていただきますので、ご理解ください。

《市民憲章唱和》

2. 会長挨拶

【司会】:では、会長から御挨拶をお願いします。

【会長】:会議の開始を遅らせてしまい申し訳ございませんでした。本日はこのようなワークショップ形式で、委員の皆さんが自身の意見を自由に述べていただく、それをできるだけ取りまとめしていくという大切な作業に入りますので、その運営にあたっての責任者として、いくつかの確認事項をさせていただくために時間を設けさせていただきました。会長として、これから皆様方がご自身の意見を思う存分に御披露していただきながら、安城市の自治基本条例の現状についての検証並びに、今後のあり方についての提案を自由に、積極的にして

いただく環境をしっかりとつくっていききたい。また、併せて、この時間の中でもそれを厳守していくようにしていきたいということから、そういう時間を取らせていただきました。

今日は皆さんが日頃お考えのこと、特に今日は大きく3つの点がとても重要なテーマになっています。限られた時間の中ですが、日頃の経験則に基づいて、あるいは日頃感じていること、家庭の中で話題になっていること、そんな意見を踏まえながら述べていただけるようにしていきたいと思います。

では、これからの時間、どうか積極的にご参加、ご発言いただけますようよろしくお願い申し上げます。

3. 前回会議の内容と議事のすすめ方について

【事務局】:まずは、「前回会議の内容」について。お手元の資料、「第二回自治基本条例審議会議事内容(要約版)」をご覧ください。⇒《要約版説明》

【3】の規定の追加・廃止～協働の推進の責務のところ、委員の皆様からの指摘に対して、事務局から説明させていただきましたが、口頭で説明したため少しわかりにくかったと思いますので、ここに図式化してまとめているので、一度ご確認いただければと思います。

次に「議事のすすめ方」について。本日審議いただく内容は、論点が大きく2つあります。1つめは、大論点【1】「市民の定義」で、「市民の範囲は適当か」という点です。現状自治基本条例では、条例上の市民の定義として、いわゆる「住民」のほか、市内の事業所に勤務している人や、市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としており、また、国籍も日本国籍を有するもの等に限定していません。これは、条例の目的である市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現するため、地域の課題解決のためには、住民だけでなく、安城市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要という認識に基づくものです。

その一方で、論点のポイントに記載がありますように、市外住民も含まれること、また日本国籍以外の者も含まれることから、「住民の本当の声が無視されるおそれ」や「住民でない人が市政を混乱させる可能性」といった指摘もなされています。

こういった指摘も踏まえて、改めて、現状の市民の定義、範囲が条例の目的を達するために適切かどうかをご議論いただきたいと思います。

議論いただきたい内容の2つめは、大論点【2】-1、-2、-3「議会と議員の責務」です。大論点1の「市民の定義」も踏まえた、個々の条文における「市民」という用語に関してです。具体的には、2-1、第10条で「議会の責務」として、「市民の意思が市政に反映されるよう活動します」、第11条で「議員の責務」として「市民の代表者として、広く市民の利益に資するため…」、とありますが、ここでの「市民」という用語が市民の定義も踏まえて適切に使用され

ているといえるかどうか、特に論点【2】-2、第11条の「市民の代表者」という表現に関しては、議員の投票に関わらない者も含まれる「市民」の代表という表現が議員を形容するものとして適当かどうか、ということをご議論いただきたいと思います。

このグループワークでは、原則として対話を通してグループとしての結論をまとめていただくことを目的としております。ただし、どうしてもグループの意見がまとまらない場合は、それぞれの対立する意見を併記していただき、まとまらなかった理由と併せて発表いただきたいと思います。

時間配分を目安としては、大論点1で45分程度、大論点2の1～2で30分程度、グループワークは11時半までに終了するようお願いいたします。

議論結果の取扱いについてですが、本日3つのグループで議論いただいた内容は、事務局の方で精査させていただいた上で、第5回の審議会でお示しする予定の「答申案たたき台」に反映させていただきます。

4. 議題

(1) 審議

【司会】:ここからは議事に入りたいと思います。以降は、グループごとに実施していただきたいと思います。各班のリーダーの方、進行をよろしくお願いいたします。

《グループワーク》

(2) 発表

【司会】:それでは、時間となりましたので、各グループの審議内容の発表をいただきたいと思います。全員白板の前に立っていただき、A班から順に4分以内で発表をお願いします。

A班【委員】:

市民の定義

「市民の定義」は一番時間をかけて話をしました。結論としては「今のままでよい」という意見が多数を占めています。

異質な考え、文化、成育歴を持った人々が協働するのは、時代の大きなテーマでもあるのではないかと。全ての人がまちづくりに参加し、幅広い意見を取り入れることで市は発展していくのではないかと。もっと「市民」として考えられる存在があれば入れるべきであろう、さらに広げた方がよいのではないかと、という提案もありました。

また、安城市にある「市民協働推進条例」との計画、つながりをどう見ていくかも重要なポイントになる、ということでした。

議会の責務

「市民の意思」という部分について。行政が取り組みを進めていく際、その背景にあるそれぞれの人が持つ想いや願いをきちんと受け止めることが非常に重要なことであろうと思うんですが、「意思」、「思い」という言葉を使ってしまうと、捉える側によって少し変わってきてしまう部分があり、誤解を招く可能性があるということを踏まえると、「意思」を「意見」に変えてもよいのではないかと。今のままでも良いという意見もありましたが、もし変えるのであれば「市民の多様な意見を踏まえて」という表現も、ひとつの表記の仕方ではないかという意見が出ました。

議員の責務

「市民の代表」「広く市民の利益」というのが正確な用語かという問題ですが、これは全員一致で「今のままでよい」という意見となりました。特に「広く市民の利益」については「広く」がポイントになるのではないかと。一部の人間だけでなく市民全体のことを考えながら議会運営をしてほしい、議員としての責務を果たしてほしい、というのがポイントになるのではないかという意見でした。

B班【委員】:

市民の定義

「市民の定義」ですが、最近外国人が増えていて、市の人口の4%ぐらいと聞いていますが、特に問題は生じていない。ただ、ゴミ出しマナー、ルールの説明や、いろんなイベント集会等への参加呼びかけなどの配慮をした上で、問題が生じていないということです、全く無いということではないと思います。

また、市内通勤者・通学者・事業者なども、それぞれ個々の目的をもって安城市に来ており、市政を混乱させるようなことは考えられない。ただ、車の渋滞対策への配慮は、私は町内会の立場になるんですが、市に要望を上げるとかありますが…。

B班では、青年会議所さん、さんかく21さん、ボランティアさんなど、いろんな団体の方で今日は話をしたんですが、こうした皆さんも外国人や市外の方も受け入れてやっており、特に問題は生じていない、ということでした。

議会の責務

「議会の責務」については、「今のままでよい」という結論です。その理由は、議会を構成する議員は市内在住の有権者によって選ばれますが、その議会の活動は広く市民の声を聞きながら行っており、議員は町内会(長)などとも意思疎通を図っており、多様な意見を踏まえて活動していると感じているので、特に問題はないと思います。

議員の責務

「市民の代表」「市民の利益」ということですが、議員は選挙権を有する市民によって選ばれますが、議員としての活動は広く市民の声を聞きながらやっています。福祉向上、市民の利益に対して、高い見識をもって活動していただいております、市民の代表者と言える、と感じております。

C班【委員】:

市民の定義

「市民の定義」については、「今のままでよい」という方が3名、「修正した方がいい」という方が1名でした。

「修正した方がよい」の具体的な案については、「市内で活動を行う者」の部分が広すぎやしないか？、何らかの改正が必要ではないか？という意見でした。

「今のままでよい」とする理由は、いわゆる狭い定義で考えれば「住民票がある者」となるかと思いますが、住民票がなくても、働く人、学ぶ人、事業をする人、といったものの存在は無視できない。もっと幅広い視野、観点からの活動がどういう政策をするにしても必要ですから、市内で働く人、学ぶ人達の意見を聞かなければならないという観点からすれば、市民の定義は広くてもよろしいのではないか、という意見です。

修正した方がよい理由については、安城市のまちづくりに関わる条例であるから、「安城市に関わる活動」に限定するべきではと。限定がなくただ「市内で活動を行う者」では、あまりに広すぎるのではないか、という意見です。

議会の責務

「議会の責務」ですが、議会は市民の意思が市政に反映するような活動をし、ということですが、幅広い市民の定義を前提にしますと、市民の利益を幅広く考慮して職責を全うすべきであると考えられますので、このままでよいと考えました。

議員の責務

「議員の責務」ですが、「市民の代表として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます」の、「市民の代表として」という言葉を削除したらどうかという結論です。

理由は、「市民の代表として」と言う「有権者だけの代表」という誤解を招く恐れがある。むしろなくして、「議員は広く市民の利益に資するため」と続けた方が、幅広い市民の定義を前提とした、この条例の趣旨に合っているんじゃないかということでした。

(3) 会長講評

【司会】:ありがとうございました。それでは、全体を通じて会長に講評をお願いしたいと思います。

【会長】:皆さん、ありがとうございました。限られた時間の中で、それぞれ考えてご準備いただいた内容が表明されたんじゃないかと思います。ワークショップの意義は、発言しやすい場をつくることにあります。発言の背景にある皆さんお一人お一人の日常の生活経験、体験、あるいは仕事を通じて得られた知見とかが言葉となって、あるいは文字となって表明されてくる訳で、一つの文言を巡っても、多様な解釈がある。その解釈を巡って意見を交わし、時には対立もあるかもしれませんが、そこに秘められた気持ち、重みというものを、根拠を持って示していただくことで、ここで求められていることに対する回答を出せる、というメリットがあると思います。今日はそういう場面をつくってみた訳です。

ここで今日、表明された内容について逐一解釈するようなことはしませんが、今日皆さんから出されたご意見を充分読み取らせていただき、一度整理をしてみたいなと思います。1つにまとめ上げることができるか不安なところもありますので、その際には第一次の考え方、第二次の考え方と、いくつか整理をしてみて、皆さんにお諮りをする準備をしていきたいと思っています。

今回、皆さんのお考えを示していただく中で、1つ心配されたことがありました。それは逐条解説を巡る内容です。逐条解説も古くなっている、これを作った当初とは違ってきているなど感じました。従って、条文そのものは現状でよいということがあったとしても、変えるということがあったとしても、解説を巡って、皆さんのご意見を充分参考にして書き上げなければいけないし、そうでなければ、この条例の改正を巡っての議論の経過は市民に届けられないだろうと思います。そんなことを、今日皆さんのお話を聞く中で、大変大きく実感を持ったところでありました。

今日、私はAテーブルで3名の皆さんのお話を聞かせていただきましたが、それぞれが日々一生懸命生活し働いておられて、そこから醸し出された言葉を、時には少し恐る恐る、時には力強く主張されてみえました。恐らく他のテーブルも同様のプロセスをとられたと思います。この緊張感を大事にしなければいけない、これを受け止めて、条例の検証作業に取り組んでいかなければいけない、この実感が湧かない、緊張感が理解できない中で、あやふやに、「皆さんがこう言っているから」、「多数決で」なんてことはとてもできないなど、今日皆さんのお話を聞いていて思いました。

次回もワークショップ形式でやることになりますが、課された課題について、何かを読んだり、勉強したりということ意外に、もっと皆さんのご家庭で議論されたり、職場で話を聞いたり、未来を担う子ども達の意見を聞いたり、そういう未来志向を持ちながらまたご準備いただけたらと思います。今日はどうも、ありがとうございました。

(3)その他

【事務局】:本日はありがとうございました。次回は、4つの論点**【住民投票】**、**【条例の位置づけ】**、**【条例の見直し】**、**【安城らしさ】**についてワークショップ形式で御議論いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。また大変お手数ではありますが、本日と同様に論点シートにご意見、お考えを御記入の上、次回審議会にお越しくださいますようお願いしたいと思います。

【司会】:次回の審議会開催は、11月5日(火)午前10時から、本日と同じ会場で開催させていただきます。時期が近づきましたら、改めてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

最後に、本日、お手元にチラシを配布させていただきました。安城市自治基本条例の周知や「まちづくりを自分事に」という市民参加・協働の精神の啓発を図るため、24歳以下の若年層を対象としたワークショップを「あんじょう未来カフェ」と題して、11月23日と30日の土曜日2日間、いずれも午前9時半からアンフォーレで開催いたします。対象となる方がお知り合いにみえる場合は、是非ご案内いただければと思います。

では、これを持ちまして第3回安城市自治基本条例審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。